速度取締り指針

令和６年７月
福島北警察署

１ 福島北警察署管内の速度取締り重点

路　線	地　　域	重 点 時 間 帯
管内全路線	福島市内全域（福島北署管内）	７時～11時、14時～18時
	桑折町、国見町全域	６時～10時、12時～17時

※速度抑制のため、重点時間帯以外でも速度取締りを実施します。

２ 管内路線における人身交通事故発生状況

○ 路線別・事故発生状況（令和５年前年比較）

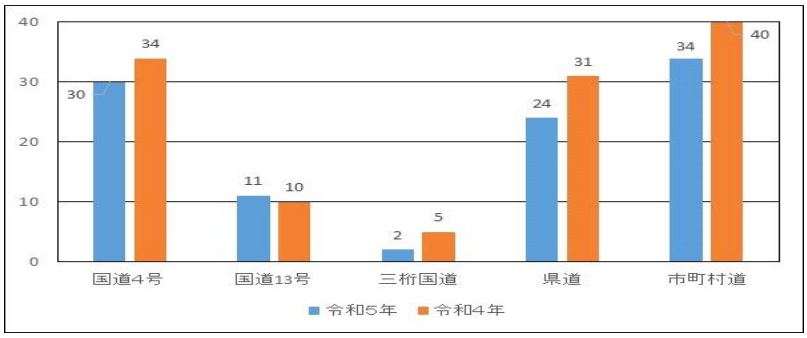

○ 路線別・事故発生状況（令和６年上半期前年比較）

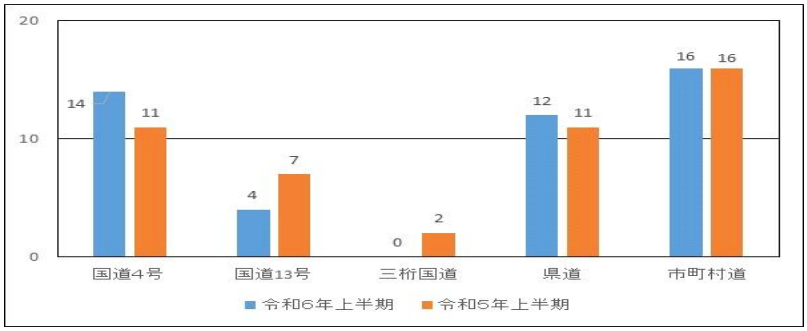

○ 令和５年中の時間帯・危険認知速度別発生状況

管内の交通事故実態

- 令和５年中の管内の人身事故件数は、一昨年と比較して減少していますが、路線別発生傾向は一昨年同様で、令和６年上半期も同様の傾向が見られます。
- 路線別における人身事故発生の割合は、市町村道での発生が最多で、次いで国道４号線の発生が多いですが、その他の国道より県道での発生が多く、全路線を速度取締り重点とします。

時間帯別・危険認知速度

- 交通事故発生直前における危険認知速度は、各時間帯とも20キロ以下が多く、全体でも高くありませんが、６時から12時と14時から19時の時間帯が高い傾向にあり、人身交通事故も多く発生しています。

３ その他の交通指導取締り重点

○ 管内全域において、歩行者保護対策としての横断歩行者妨害違反取締り、通学路における通行禁止違反取締り、交差点・踏切関連違反取締りを実施します。